

体罰などによらない子育てのために

児童虐待防止対策の強化を図るため、体罰が許されないものであることが法定化され、本年4月から施行されます。

～しつけと体罰は違います～

たとえ、しつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または、不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。

★こんなことしていませんか？

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

これらは全て体罰です！

- 冗談のつもりで「お前なんか生まれてこなければよかった」など、
子どもの存在を否定するようなことを言った
- やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしていけなした

子どもの心を
傷つける行為です！

★こんなときどうする？ ～具体的な工夫の例～

- 出かける時間になっても支度をしない

「早く支度しなさい」⇒「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」

（着替えられたら）⇒「自分でちゃんと着替えられたね。じゃあ、次はカバンを持ってきてね」

ポイント

「支度」とひとくくりに声かけしてしまうと、何からやってよいかわからないことがあります。やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。また、できたことに注目してそれを伝える（できれば、「自分で頑張って着替えられたね」と具体的に褒める）ことも有効です。

- 座ってほしいときに座ってくれない

「座りなさい」⇒「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

ポイント

子どもにも意思があるので、指示されてばかりだと、反発したくなることもあります。特に「自分でやりたい」という自我が芽生える幼児期は、子どもが選べるように複数の選択肢を提示して、子どもの意思を尊重するのも一つの方法です。

- よく忘れ物をしてしまう

「なんで忘れ物をするの」⇒「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」

ポイント

望ましくない行動があるときに、それを批判するのではなく、その行動に関係しそうなことを変えてみることもできます。例えば、忘れないように大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」、「持ち物リストを作って見える化する」などの工夫があります。